

# 岡山大学共済会会則

## (総 則)

第1条 本会は、岡山大学共済会という。

第2条 本会は、本学津島地区学生に対し福祉厚生事業を行なうことをもって目的とする。

第3条 本会の事務所は、岡山市津島岡山大学厚生課内に置く。

## (会 員)

第4条 本会は、次の会員からなる。

(1) 正会員 (2) 特別会員

2 正会員は、本学津島地区学生とする。特別会員は、本学教職員および本学鹿田地区学生とする。

3 本会施設利用は、本会会員およびその家族に限る。

## (事 業)

第5条 第2条の目的を達成するため、本会に次の諸部を置く。

1. 総務部 購買部 食堂喫茶部
2. 購買部, 食堂喫茶部に部門を置く。

## (役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

会 長	1名	運営委員	24名
運営委員長	1名	監査委員	22名
副運営委員長	2名		

第7条 会長には、学長を推戴する。

第8条 運営委員長(以下「委員長」という。)は、学生部長とし、会務を総理する。

2 副運営委員長(以下「副委員長」という。)は、委員長を助け、委員長に事故あるときはこれを代行する。

第9条 副委員長は、運営委員(以下「委員」という。)の中から互選する。

2 副委員長は、教職員側から1名、学生側から1名選出するものとする。

第10条 委員は、各学部・教養部から選出された教官11名(各学部・教養部1名)および会員たる学生11名(各学部・教養部1名)並びに学生部の部長、次長、課長(3名)、(計5名)とする。

第11条 教官委員の任期は、2ケ年とし、学生委員の任期は、1ケ年とする。ただし、再任を妨げない。

第12条 監査委員は、各学部・教養部から選出された教官11名(各学部・教養部1名)および会員たる学生11名(各学部・教養部1名)とする。

2 監査委員の任期は、1ケ年とする。ただし、再任を妨げない。

第13条 役員に欠員を生じた場合は、直ちに補充しなければならない。

2 補充された役員の任期は、前任者の任期を引き継ぐものとする。

3 役員に選ばれた場合は、みだりに辞退できない。

第14条 委員は、次の場合辞任しなければならない。

- (1) 選出母体の要求があり、運営委員会(以下「委員会」という。)がこれを認めた場合。
- (2) 委員会の議決により委員として不適当と認められた場合。

(3) 前項の場合における委員会の議決は、無記名投票により全委員の3分の2以上の賛成を必要とする。

(願 問)

第15条 本会に顧問をおくことができる。顧問は、委員会の議を経て会長がこれを委嘱する。

(会議および機関)

第16条 委員会は、委員をもって組織する。

2 委員会は、委員長が必要と認めるとき、および委員の3分の1以上の要請または監査委員の要請があった場合は、これを招集しなければならない。

3 委員会の議長は、委員長がこれに当る。

第17条 委員会は、次の各項につき議決するものとする。

- |                    |                 |
|--------------------|-----------------|
| (1) 運営に関する基本事項     | (4) 会則の改正に関する事項 |
| (2) 部門の新設、改廃に関する事項 | (5) その他重要な事項    |
| (3) 予算、決算に関する事項    |                 |

第18条 委員会は、2分の1以上の出席をもって成立する。

2 議事の決定は、本会則に特定の定めあるときを除き、出席者の過半数の同意を必要とする。

3 可否同数のときは、議長がこれを決する。

第19条 運営協議会（以下「協議会」という。）は、委員および各部門主任をもって組織し、運営上の協議を行なう。

第20条 定例総会は、正会員で構成し、毎年1回これを開く。

2 総会は、委員長が招集する。

第21条 定例総会は、事業の内容および規約改正等の報告を行ない正会員の意見を聴取する。

第22条 臨時総会は、委員会の要求あるいは正会員の10分の1以上の要求があったときは、委員長は、これを招集しなければならない。

第23条 臨時総会は、正会員の3分の1以上の出席をもって成立し、その決議は、出席者の過半数の同意を必要とする。

第24条 臨時総会の決議は、委員会の決議に優先する。

第25条 委員会、協議会、定例総会および臨時総会を開くにあたっては、特別に緊急を要する場合のほか、少なくとも開催の期日前2日前までに、その構成員に対し会議の目的たる事項を通知しなければならない。

(会 計)

第26条 本会の経費は、事業による収入、寄付金、正会員の入会金その他をもってこれに充てる。

第27条 正会員は、入学に際し、入会金300円を入学と同時に納めなければならない。

2 いちど納入した入会金は、如何なる事由があっても返却しない。

第28条 本会の運営資金の出納および保管に関することは、委員長が厚生課に委嘱する。

第29条 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第30条 各年度の予算、決算および剰余金の処分の決定は、委員会の議決によらなければならない。

第31条 各年度の剰余金はその年度の入会金収入額を越えた場合は、入会金収入相当額を、入会金収入相当額を越えない場合は、剰余金の全額を別途積立金として積立て、市中銀行預金として保管しなければならない。

2 前項の積立金は、委員の2分の1以上の同意により組織変更その他、会の目的を達成するため特に緊急

と認められた場合のほか取りくずすことはできない。

第32条 本会の会計経理に関しては、監査委員の2分の1以上の出席のもとで監査を受けなければならない。  
(会則の改正)

第33条 本会則の改正は、委員の3分の1以上の要求あるとき委員長これを発議し、委員の2分の1以上賛成により議決されなければならない。

第34条 本会に関する一切の細則の作成改廃は、委員会の承認を得なければならない。

第35条 本会運営に関する細則は、別に定める。

(附 則)

本会則は、昭和30年4月1日からこれを施行する。

(附 則)

本会則は、昭和53年4月1日からこれを施行する。

(附 則)

本会則は、昭和55年4月1日からこれを施行する。

(附 則)

本会則は、昭和60年4月1日からこれを施行する。

(附 則)

本会則は、平成元年5月29日からこれを施行する。

## 共 済 会 機 構

